

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、富士製薬工業株式会社と称し、英文では、Fuji Pharma Co.,Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品の研究開発、製造、販売および輸出入
- (2) 医薬品原料の輸出入
- (3) 臨床検査の受託業務
- (4) 医薬部外品・医療機器・医療用品の研究開発、製造、販売および輸出入
- (5) その他適法な一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関の設置）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、56,440,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（基準日）

当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条（総会の招集）

当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

第14条（総会の招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、13名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条（代表取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

第23条（相談役および顧問）

取締役会の決議により、取締役の中から相談役および顧問を置くことができる。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半

数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会の決議事項について、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会の運営その他に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、非業務執行取締役及び社外取締役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 31 条（監査役の数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 32 条（監査役の選任）

監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第 35 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 4 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 36 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 37 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 38 条（監査役会規程）

監査役会の運営その他に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第 39 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 40 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 41 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 42 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 43 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 44 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

第 45 条（剰余金の配当）

当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 46 条（配当金の除斥期間等）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

付 則

第 1 条（規定のない事項）

この定款に規定のない事項は、すべて法令の定めるところによる。

第 2 条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

- 2 本条の規程は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日後にこれを削除する。